

平成 27 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 デ ー タ セ ク シ ョ ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 澤 博 史
(コード番号：3905 東証マザーズ)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 C F O 望 月 俊 男
TEL. 03-6427-2565

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は平成 27 年 9 月 25 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社役員及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価値にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施致します。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の 10,312,200 株に対して最大で 3.40 %の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は後述のとおり、あらかじめ定める利益目標が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として当社役員及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

3,510 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 351,000 株とし、下記 4. (1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権の割当てを受ける者およびその者に割り当てる新株予約権の数

当社取締役	3 名	3,400 個
当社監査役	3 名	60 個
当社従業員	2 名	50 個

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 2 円とする。

なお、当該金額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の東京証券取引所における当社終値 513 円/株、株価変動性 78.82%、配当利回り 0.00%、無リスク利率 0.331%や、本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 513 円/株、満期までの期間 10 年、業績条件）に基づいて、第三者評価機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、その価格を下回ることのないよう当社において検討した結果、特に有利な金額には

該当しないことなどから決定したものである。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類と数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当手を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果の結果生じる 1 株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 513 円とする。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって次の算式により 1 株あたりの行使価額を調整する。ただし、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合は（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整する。ただし、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

当社が合併または会社分割を行う場合等、1 株あたりの行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による 1 円未満の端数は切り上げる）。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することが出来る期間（以下、「行使期間」という。）平成 27 年 10 月 15 日から平成 37 年 10 月 14 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使に株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡については原則禁止とする。

ただし、特段の事情がある場合、取締役会の承認により、新株予約権を譲渡により取得することができる。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 当社は新株予約権の権利行使の条件として、当社の目標である市場一部指定の形式要件を考慮した目標を設定している。新株予約権者は、平成28年3月期から平成32年3月期の5連結会計年度にかかる連結損益計算書における営業利益の2期連続の累計額が500百万円を超過した場合において、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。
なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における数値を用いるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の割当日

平成 27 年 10 月 13 日

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合には、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権が権利行使をする前に、上記 4. (6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以

下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後付与株式数」という。）とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権の行使可能期間

上記 4.(3)に定める新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記 4.(3)に定める新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

(6) その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記 4. (6) 及び 6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

8. 端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 新株予約権と引き換えにする金銭の払い込みの期日

平成 27 年 10 月 14 日

以上